

熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額について

● 固定資産税額の減額措置

令和4年1月1日から令和6年3月31日までの間に、賃貸用を除く居住の用に供する家屋について一定の熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（延床面積120㎡相当分までに限る。）を3分の1減額します。

● 主な要件

<家屋の要件>

- ① 平成26年4月1日以前から存している家屋（賃貸住宅は除く。）であること。
- ② 改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下の家屋であること（賃貸部分の面積を除く）。

<熱損失防止改修（省エネ改修）工事の内容>

- ① 窓の改修工事（2重サッシ化、複層ガラス化等）
- ② ①の工事と併せて行う床・天井・壁の断熱工事

上記の改修工事の結果、改修した箇所が省エネ基準に適合することになるもの。

<工事費の要件>

熱損失防止改修（省エネ改修）工事に要した費用が60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超、または断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）であること。

※対象の改修について、国又は地方公共団体からの補助金等を受けている場合には、事前の相談をされる際、その補助金等の金額や内容をお教えてください。

● 申告の方法

工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を添付して申告してください。

- ① 当該家屋の納税義務者の住民票の写し
- ② 工事請負契約書又は領収書（改修工事費用を確認することができるもの）
- ③ 省エネ基準を満たすことを証明する書類
- ④ 改修工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合
申告書裏面に理由を記載してください

※申告書の書式は税務課にお問合せください。

● 他の減額制度との併用

バリアフリー改修工事と併用して申告することができます。

ただし、新築住宅の減額や耐震改修減額制度と併用することはできません。

● その他

減額が適用された方につきましては、翌年度の納税通知書に減額金額を記載しますのでご確認ください。

問合せ先：税務課資産税班TEL046-285-2111 内線 3280